

令和8年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和8年3月18日 午前10時00分			的野信之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和8年3月18日 午前11時15分			的野信之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	欠
	3	星正彦	出	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川亮	出			
	5	野口美恵子	出			
	出席 12人	6	新谷留晴	出		
	欠席 1人	7	的野信之	出		
	欠員 0人	8	石井大輔	出		
		9	許斐潤一郎	出		
	10	有働徳仁	出			
会議録署名議員	1	許斐英幸		2	田中二三輝	

職務出席	議会事務局長	武谷朋視	出	議会事務局次長	寺本理恵	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出	副町長	折尾敬敏	出
	教育長	外園哲也	出	総務課長	梶栗恭輔	出
	まちづくり課長	高橋奈美江	出	管財課長	石田正樹	出
	税務保険課長	石田克	出	住民環境課長	大村俊夫	出
	福祉人権課長	田鶴原竜二	出	健康こども課長	沼野葉子	出
	産業振興課長兼農業委員会事務局	柴田隆臣	出	都市整備課長	神谷徹	出
	会計課長	小長光弘平	出	上下水道課長	西生卓矢	出
	教育課長	森永健一	出			
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

令和8年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月18日 午前10時開議

第4号

- 日程第1 議案第5号 鞍手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第10号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第11号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第12号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第13号 鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第14号 鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第17号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第18号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第19号 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算 (第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第20号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算 (第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第31号 鞍手町道路線の変更 (民生産業委員長報告)
- 日程第12 議案第32号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第5号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第13 議案第3号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定 (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第4号 鞍手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第6号 鞍手町いじめ防止等対策推進条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第8号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第15号 専決処分の承認 (令和7年度鞍手町一般会計補正予算 第6号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第16号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算 (第7号) (総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第21号 令和8年度鞍手町一般会計予算 (予算特別委員長報告)
- 日程第22 議案第22号 令和8年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第23号 令和8年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第24号 令和8年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第25号 令和8年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)

- 日程第26 議案第26号 令和8年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第27号 令和8年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第28 議案第28号 令和8年度鞍手町水道事業会計予算 (総務文教委員長報告)
- 日程第29 議案第29号 令和8年度鞍手町下水道事業会計予算 (総務文教委員長報告)
- 日程第30 議案第30号 鞍手町立小学校統合整備事業設計・施工請負契約の変更 (第1回)
(総務文教委員長報告)
- 日程第31 閉会中の継続事件

令和8年3月18日 3月定例会閉会。

~~~~~○~~~~~  
—— 開議 10時00分 ——

**○的野信之議長**

これから本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、岡崎町長から3月11日の議案質疑における発言について、通告しています。発言取消申し出書に記載しました部分を取り消したいと申し出がっております。町長の発言を許可します。町長。

**○岡崎邦博町長**

3月11日の議案質疑の際の発言につきまして、取り消しの許可をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○的野信之議長** ここでお諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、町長の発言取消申し出を許可することに決定しました。

これより日程に入ります。日程はお手元に送信している通りです。

日程第1 議案第5号から日程第12 議案第32号までの12件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

**○篠原哲哉民生産業委員長**

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第5号から議案第32号までの12件について、3月12日に当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告いたします。

議案第5号「鞍手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」は、令和8年度から実施する乳児等通園支援事業について、事業を実施する事業者が子ども・子育て支援法に基づく給付を受けるために、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑はなく、審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第10号「道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、鞍手町道路占用料条例、鞍手町行政財産使用料条例、鞍手町都市公園条例について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、令和6年度に行われた固定資産税評価額の評価改定や地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、道路法施行令別表に定める占用料の額が見直されたことから、当該占用料を準用し

ている規定等に関し整理を行うものであります。

執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑はなく、審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第11号「鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、課税限度額及び保険税軽減判定所得の基準額の見直し、および令和8年度より新たに課税される子ども・子育て支援給付金課税額に関し、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑はなく、審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第12号「鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、舟川隣保館が新設され、更なる事業を推進し、適切かつ円滑な運営を図るため、鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部について改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑の内容として、条例改正による事業者の利便性に変化はあるのかとの質問に対し、変化はなく、現状通り活動していただけるとの答弁がありました。

審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第13号「鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、令和8年度から実施する乳児等通園支援事業について、乳児等通園事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑はなく、審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第14号「鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例」は、林野火災の発生を受け、消防防災対策の見直しに伴い、鞍手町火入れに関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑はなく、審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第17号「令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号」は、歳入歳出補正予算及び債務負担行為の変更であります。

執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑の内容として、債務負担行為、集団検診業務委託料の期間変更による補正について質問があり、執行部より集団検診をくらす病院にて実施するメリットとして、検診場所の確保や検診結果後の医療につながりやすいという答弁がありました。審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第18号「令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号」議案第19号「令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第2号」議案第20号「令和7年度鞍手町がんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号」各号について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑はなく、審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第31号「鞍手町道路線の変更」は、鞍手インターチェンジに隣接する民間開発事業者用地の出入口を鞍手インター北交差点に設けることを目的として、町道本町・立林線の終点を延伸することについて議会の議決を求めるものであります。

執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑はなく、審査の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第32号「令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号」について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑はなく、審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。以上、報告を終わります。

**○的野信之議長** これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第5号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第10号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第11号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第12号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第13号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第14号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第17号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第18号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第19号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第20号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第31号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第32号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第5号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第10号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第11号について討論はありますか。

宇田川議員。

#### ○4番(宇田川 亮議員)

議案第11号、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

子ども・子育て支援金は、少子化対策の財源を確保するために、社会保険料に上乗せして本年4月から徴収される制度です。そのため、子育て世帯だけでなく、国民全体に新たな負担を強いることとなります。特に国民健康保険加入者の負担が相対的に重くなります。

また、政府は歳出改革で捻出するため、実質負担はなしと説明していた点も、新たな負担を強いることで虚偽であることが判明しました。支援金制度は、大企業や富裕層への課税強化または歳出削減の見直しにより財源を確保すべきであることを述べて反対討論を終わります。

**○的野信之議長**

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第31号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第5号、鞍手町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第10号、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第11号、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第12号、鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第13号、鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第14号、鞍手町火入れに関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第17号、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第18号、令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第19号、令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第20号、令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛

成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第31号、鞍手町道路線の変更を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第32号、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第13、議案第3号から日程第20、議案第16号までの8件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

#### ○新谷留晴総務文教委員長

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第3号から議案第16号までの8議案について、3月13日、当委員会におきまして審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

議案第3号「鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする本町の「過疎地域持続的発展計画」を策定するにあたり、議会の議決を求めるものです。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

当委員会からは、総合計画との整合性や財政運営、公共施設管理についての質疑がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第4号「鞍手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例」は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、一般職の職員の任期を定めた採用及び職員の給与の特例に関し必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

当委員会からは、任期付職員の要件や条例制定の時期について質疑がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第6号「鞍手町いじめ防止等対策推進条例」は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等を図るための基本となる事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

当委員会からは、現在のいじめの状況や連絡協議会、調査委員会等の内容について質疑がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第7号「鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例」は、鞍手町の附属機関に、新たに「鞍手町いじめに関する第三者委員会」「鞍手町部活動地域展開推進協議会」及び「鞍手町いじめ問題調査委員会」を設置し「鞍手町立小学校等建設設計候補者等選考委員会」を廃止することに伴い、鞍手町附属機関設置条例の一部について所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

当委員会からは、それぞれの委員会や協議会の構成メンバー等について質疑がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第8号「鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、選挙管理委員会が選任する特別職の非常勤職員のうち投票管理者および、投票立会人について、投票時間内に交替する場合における報酬額を規定する必要があるため、鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

当委員会からは、報酬額を規定で定めるのか等の質疑がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第9号「鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」は、近年の宿泊料の高騰に鑑み、公務で出張する職員の宿泊料を改定することに伴い、鞍手町職員の旅費に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第15号「専決処分の承認（令和7年度鞍手町一般会計補正予算 第6号）」は、衆議院の解散に伴う総選挙および最高裁判所裁判官国民審査が、1月27日公示、2月8日投票の日程で行なわれることとなり、公示日及び投開票期日までが短期間の選挙となったことや、選挙事務を速やかに進める必要があることから、関係経費を専決処分したものです。

執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で承認いたしました。

次に、議案第16号「令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）」について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。以上報告を終わります。

## ○的野信之議長

これから委員長報告に対する議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号、鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、鞍手町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、鞍手町いじめ防止等対策推進条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第8号、鞍手町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第9号、鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第15号、専決処分の承認、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり承認されました。

次に議案第16号、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第21、議案第21号を議題とします。本案は予算特別委員会に付託していただいたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。許斐予算特別委員長。

#### ○許斐英幸予算特別委員長

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第21号、令和8年度鞍手町一般会計予算について、3月16日、当委員会を開催し、審査をいたしましたので、審査の経過と結果について報告いたします。なお、委員会では構成する決算特別委員会ですので、審査の経過については省略いたします。当委員会は慎重審議の結果、原案を賛成少数にて否決いたしました。以上、報告終わり。

#### ○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」 の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第21号について討論はありませんか。星議員。

#### ○3番(星 正彦委員)

議案第21号、令和8年度鞍手町一般会計予算に対し、反対の立場で討論をします。本議案は、令和8年度における鞍手町が行う各事業に対する予算を認定する重要な議案であることは理解をいたしています。しかしながら、地域づくり推進事業は新たな地域コミュニティを作り、地域を活性化するものであるとの説明をされておりましたが、町長の答弁内容は一貫性に欠け、その必要性を理解するに至らなかった。この新規事業は、自治会等の現に地域活性化に努めている既存の各団体への説明を怠ったものであり、試験的なものであると受け止められる発言は、町民からの税金を無駄にするものであり、容認できない。次に、デジタル活用支援事業は、鞍手町が使用している人事評価マニュアルは確たるものではない現状において、人事評価システムを導入するものであるが、その内容は人材育成とは言っているが、各職員が業務に関し個人目標を立てることは、その業務の性質上無理があり、公務員という職種には適していない。システム化することは効率向上となるべきであると考えますが、この予算で導入を予定しているシステムでは、職員の入力作業の負担が大きくなり、事業推進の

時間が削られ、町民への行政サービスの低下につながると思われる。この新規事業は、本末転倒であると言わざるを得ない。以上、反対討論である。

なお、各議員は議員必携に、議員は自己の票決を訂正することはできない。票決はいかなる理由があろうと、また、錯誤に基づくものであっても、訂正は許されないと記載されている。さらに、鞍手町議会は委員会制を採用していることから、委員会での各議員の票決も同様であり、議会の權威を守る立場の議長は、自らの判断ではなく委員会の決定に従う必要がある。このことを申し添えて終わります。

○的野信之議長 他に討論はありませんか。宇田川議員。

#### ○4番（宇田川 亮議員）

議案第21号、令和8年度鞍手町一般会計予算に対し、反対討論を行います。

高市政権の2026年度予算案は、物価高騰と暮らしの悪化に背を向ける一方で、軍事費を突出させ、大企業支援のばらまき予算と米国トランプ政権の要求に応えた84兆円もの対米投資を拡大するもので、大軍拡、財界、大企業優先、対米屈服の予算であり、到底容認することはできません。消費税5%への減税とインボイス制度の廃止こそ早急に行うべきです。

鞍手町の新年度予算案は、基本的に政府の予算案に通じるものです。そうした中、中学校体育館の空調整備や学校給食費の減免、第2子以降の保育料を無償化することは歓迎されるものです。しかしながら、じん芥組合の第三者委員会の調査で、パワハラが5件も認定されたにも関わらず、町長は真摯に受け止めると謝罪しながらも、パワハラに当たらないという方もいるなどと実質は認めていません。じん芥組合にとどまらず、町職員にも同様の事案が疑われている状況で、早急に調査するべきです。

さらには、高すぎる国保税の引き下げ、町独自の介護保険料、利用料の減免制度、学校や公共施設のトイレに生理用品を置くなど、町民生活と子育て、中小企業を応援する予算に組み替えることを求めて反対討論とします。以上です。

○的野信之議長 他に討論はありませんか。有働議員。

#### ○10番（有働徳仁委員）

議案第21号、令和8年度鞍手町一般会計予算に対し、反対の立場で討論します。広報費の一部をイメージキャラクターの作成を予定している予算が計上されているが、いわゆるゆるキャラはそのブームからすでに10年以上が経過しており、遅きに失すると判断する。

また、その姿が鞍手町をイメージできるものではなく、町長が答弁した公募内容では、その目的は達成できないと考える。

次に、地域づくり推進事業費は、新たな地域コミュニティをつくる新規事業として計上されているが、自治会などは地域における防犯、防災、環境美化、住民同士の支え合いなど、日常的に密着した活動を担っていただいている現状を町長は把握しているのか。自治会未加入の問題点や脱退理由を詳細に分析し、自治会加入者を増やすことが先ではないか。講演を聞き、現地を視察したとしても、それぞれの地域性があることから、必ずしも成功するとは限らない。また、町長の説明及び答弁は適格性を欠き、受け入れることができない。以上、反対討論とします。

○的野信之議長 他に討論はありませんか。石井議員。

## ○8番（石井大輔議員）

議案第21号、令和8年度鞍手町一般会計予算のうち、地域づくり推進事業費について反対の立場から討論いたします。私は、町を元気にしたいという思いそのものに反対するものではありません。

地域活動を支え、住民の主体的な取り組みを後押しすることは、これからの鞍手町にとって大切なことであり、その理念まで否定するものではないことを申し添えておきます。

しかしながら、今回の地域づくり推進事業費は、予算を措置するだけの必要性、効果の検証のあり方が不十分であると判断いたしました。

理由は2つあります。1つ目は、費用対効果が見えにくい点です。また、事業費の全額が業務委託である点からも、継続可能な事業と言えるのか疑問が残ります。

2つ目に、現在行われている地域活動との役割分担が曖昧だという点です。新たな組織の努力や熱意に依存してしまう危険性もあり、現在すでに行われている地域活動との線引きが明確ではありません。町長は持続可能な町づくりを目指すという姿勢を示されておりますので、理念先行ではなく、成果指標をしっかりと定めるべきだと考えます。

つまり、地域づくり推進事業を否定しているのではなく、今の設計と予算の出し方では継続性と実効性が弱いと考えられます。

以上の理由により、私は地域づくり推進事業費について理念は理解しつつも、現時点では予算計上の根拠、効果の検証、優先順位の整理が不十分であると判断し、反対いたします。以上、反対討論いたします。

## ○的野信之議長

他に討論はありませんか。これで討論を終わります。これから採決を行います。

議案第21号、令和8年度鞍手町一般会計予算を採決します。採決は電子票決システムにより行います。本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決します。議案第21号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

なしと認めます。それでは、これをもって票決を終了します。

票決の結果を申し上げます。賛成4人、反対7人、よって議案第21号は否決されました。

次に進みます。日程第22、議案第22号から日程第26、議案第26号までの5件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していたしましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原哲哉民生産業委員長。

## ○篠原哲哉民生産業委員長

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第22号から議案第26号までの5件について、3月12日、当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告いたします。

議案第22号「令和8年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算」議案第23号「令和8年度鞍手

町後期高齢者医療特別会計予算」議案第24号「令和8年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算」議案第25号「令和8年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算」議案第26号「令和8年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算」各号について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑もなく、審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。以上、報告終わります。

#### ○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第22号について討論はありませんか。宇田川議員。

#### ○4番(宇田川 亮議員)

議案第22号、令和8年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算に対し、反対討論を行います。

物価高騰が止まらない中、アメリカによるイランへの軍事攻撃でガソリンをはじめ燃料費が急騰し、追い打ちをかけています。さらには、子ども・子育て支援金の上乗せで高すぎる国保税を引き下げてほしいという願いとは逆行しています。国は国庫負担割合の引き上げや低所得者層に対する保険料負担軽減策の拡充を行うべきです。収入のない生まれたばかりの子どもにまで国保税をかけている状況は変わっておらず。少子化を助長する政策とも言えます。子供の均等割をなくし、国に対し抜本的な追加の公費投入を求めていくことを申し上げ、反対討論とします。

○的野信之議長

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。次に、議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第25号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。

議案第22号、令和8年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和8年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、令和8年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。本案に対する

委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、令和8年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和8年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第27、議案第27号から日程第30、議案第30号までの4件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

#### ○新谷留晴総務文教委員長

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第27号から議案第30号の4議案について、3月13日、当委員会におきまして審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

議案第27号「令和8年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算」について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。

慎重審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第28号「令和8年度鞍手町水道事業会計予算」について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。当委員会からは、今後の給水戸数の見通しや水道料金値上げの可能性、また北九州との連携事業について質疑がありました。

慎重審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第29号「令和8年度鞍手町下水道事業会計予算」について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。当委員会からは、普及率やインター横の開発の処理水排水先について質疑がありました。

慎重審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

次に、議案第30号「鞍手町立小学校統合整備事業設計施工請負契約の変更（第1回）」は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。当委員会からは物価高騰による影響や、どういった造りの学校になるのかについて質疑がありました。

慎重審議の結果、当局提案通り全会一致で可決いたしました。

以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

#### ○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第27号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第28号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第29号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第30号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第27号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第28号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第29号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第30号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。

議案第27号、令和8年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和8年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和8年度鞍手町下水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、鞍手町立小学校統合整備事業設計施工請負契約の変更第1回を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

○2番(田中 二三輝議員)

議長。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中 二三輝議員)

決議案提出の動議をいたしたく、発言の許可を求めます。よろしいでしょうか。

○的野信之議長

許可します。

**○2番（田中 二三輝議員）**

ありがとうございます。ご許可をいただきましたので、決議案提出の動議を行います。

決議第1号として、町職員に対するハラスメント調査の実施及びハラスメント防止条例早期制定を求める決議に関する動議を提出いたします。なお、この動議は、賛成者として星正彦議員連名にて提出いたしますので、直ちに日程に追加し、議題とすることを求めます。

**○的野信之議長**

ただ今、田中議員から決議案についての動議が提出されました。

賛成者の氏名の読み上げがあり、この動議は会議規則第15条の規定による2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

まず、決議第1号は口頭により提出の申し出がありましたが、内容が重要であること、また内容を明確にし、決議後に疑義を生じさせないため、田中議員にお尋ねします。決議案を今から提出できますか。

**○2番（田中 二三輝議員）** はい。

**○的野信之議長**

それでは、決議案を事務局に配布させますので、しばらく休憩します。

—— 休憩 11時02分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 11時11分 ——

会議を再開します。この動議を日程に追加し、追加日程第1、決議第1号として議題とすることについて採決します。日程に追加することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。ただ今の決議案の動議については、日程に追加することが可決されました。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1、決議第1号として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、決議第1号、町職員に対するハラスメント調査の実施及びハラスメント防止条例早期制定を求める決議について議題とします。それでは、提案理由の説明を求めます。田中議員。

○2番（田中 二三輝議員）

決議第1号、町職員に対するハラスメント調査の実施及びハラスメント防止条例早期制定を求める決議案。

上記決議案について次のとおり提出する。

令和8年3月18日、提出者、鞍手町議会議員 田中二三輝。賛成者、同じく星正彦議員。

提案理由、鞍手町議会は、岡崎邦博町長の宮若市外二町じん芥処理施設組合におけるパワハラ認定に伴い、町職員に対するハラスメントの疑念を払拭するためにも、ハラスメントの有無を確認する調

査の実施とハラスメント防止条例の早期制定を求める。これが本決議を提出する理由である。

なお、決議案を別紙添付しております。また、この決議案は、パワーハラスメントのほか、すべてのハラスメントを許さないという議会の意思を表明する意味を含めていることを申し添えます。

○的野信之議長

これから質疑を行います。決議第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。決議第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

決議第1号、町職員に対するハラスメント調査の実施及びハラスメント防止条例の早期制定を求める決議について、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、決議第1号は可決いたしました。

次に進みます。日程第31、閉会中の継続事件を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配信しているとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。これをもって令和8年第2回定例会を閉会します。

—— 閉会 11時15分 ——

~~~~~○~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長                     的 野 信 之                    

議員                     許 斐 英 幸                    

議員                     田 中 二 三 輝